

鈴子育第 361 号
令和 2 年 4 月 30 日

市内の保育所（園）、
認定こども園を御利用の保護者様

鈴鹿市子ども育成課長

「保育所等において新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の対応等」について

平素は鈴鹿市の保育、幼児教育に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、保育所等は、児童福祉法に規定する児童福祉施設等であり、子どもの健全な育成を図るとともに、保護者を支援する重要な役割を担うという観点からも、今回の新型コロナウイルス感染症への対応といたしましても、原則、開所する施設として位置づけられております。

そのような中、現在、全国的な緊急事態宣言の発出を受け、本市といたしましては、感染拡大防止等のため、御家庭で保育が可能な場合につきましては、家庭での保育に御協力いただいているところです。また、各施設においても、日々、感染症対策の徹底に努めさせていただいております。

しかしながら、県内外では、保育所等の関係者の感染が発生をしておりますことから、保護者の皆様が、万が一の際に戸惑うことなく御対応いただけるよう、国の通知に基づき、「保育所等において新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の対応等」について、下記のとおりお伝えいたします。

記

- 1 御利用の保育所等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合
 - ・ 保健所の指導に従い対応することとなります。施設は一部又は全部が臨時休園となり、その間に施設の消毒作業を実施します。
 - ・ 保護者への連絡は、園から行います。休園予定期間、休園中の健康観察とその連絡方法（症状が出たら園にも連絡が必要です）、今後の連絡先等についての説明を行います。
 - ・ 児童、職員等の検査については、保健所の判断により行います。また、検査結果後の健康観察等の指示についても、保健所が行います。

- 2 休園期間中の保育の実施について
 - ・健康観察等の対象とされなかった児童で、休園期間中において、どうしても家庭での保育が困難な場合については、状況に応じて可能な代替保育を行います。

- 3 お子様濃厚接触者と特定された場合について
 - ・御家族等が感染者となり、児童が濃厚接触者と特定された場合は、保健所の指示に従い、園への報告と自宅待機をお願いします。
 - ・この場合の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とされています。ただし、保健所から指示がある場合は従ってください。

- 4 保育所等を御利用の際のお願い
 - ・各園では、換気、消毒、職員のマスク着用の徹底等、感染防止対策を行っていますが、完全に感染を避けられるものではありません。
各御家庭におかれましても、換気や手洗い等の徹底、不要不急の外出は避け、3つの密「密閉・密集・密接」を徹底的に回避する等、引き続き健康管理に御注意いただきますようよろしく願いいたします。
 - ・また、国内で新型コロナウイルスの感染が相次いで確認されている中、感染した方やその家族、治療にあたった病院関係者、中国から帰国された方、日本に居住する外国人の方等に対して、不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷等が生じることのないよう、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。
 - ・新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合については、次の相談先へご連絡ください。

◇新型コロナウイルス感染症に関する相談先

【帰国者・接触者相談センター】

鈴鹿保健所 059-382-8672 (9時～21時)

三重県救急医療情報センター 059-229-1199 (21時～9時)

事務担当

鈴鹿市子ども政策部子ども育成課

電話 059-382-7606